

三重県立伊勢高等学校と皇學館大学との連携に関する協定締結式



齋藤 平

皇學館大学
学長

森 典哉

三重県立伊勢高等学校
校長

三重県立伊勢高等学校と皇學館大学との連携に関する協定書

三重県立伊勢高等学校（以下「高校」という。）と皇學館大学（以下「大学」という。）は、相互の信頼関係に基づき、双方の教育機能について交流・連携を行うために必要な事項に関して次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 教育に係る交流・連携を通じて、生徒の視野を広げ、生徒の主体的な学習意欲を高め、進路開拓に資するとともに、大学の求める学生像及び教育内容への理解を深め、かつ高校教育および大学教育の活性化を図ることを目的とする。

（連携事業）

第2条 教育交流・連携の活動内容に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 大学教員による高校への出張講義
- (2) 指定校推薦入試等
- (3) 大学の各種公開講座への聴講生の受入れ
- (4) 高校と大学双方の教育課程・教育内容・教育方法等に関する意見交換
- (5) その他、高校と大学双方が協議し同意した事項

（費用負担等）

第3条 前条第1項各号に定める連携を具体的に実施するにあたっては、その内容、費用負担等について事前にその都度高校と大学双方が協議して定める。

（秘密保持）

第4条 高校と大学は、本協定に基づき実施される交流・連携事業により入手した個人情報等について相手方の事前の承諾なく、第三者に対して開示・漏えい又は本連携目的以外に使用してはならない。

2 高校と大学は、本協定が次条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負う。

（期間）

第5条 この協定の有効期間は、令和8年1月14日から令和9年1月13日までの1年間とする。ただし、期間満了までの3ヵ月前までに高校又は大学のいずれか一方から異議のないときは、この協定はさらに1年間延長するものとし、以後もこの例による。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項、もしくはこの協定に係る疑義や問題点については、必要に応じて双方でその都度協議し、解決する。

本協定締結の証しとして、本書を2通作成し、それぞれが署名押印の上、各々1通を保有するものとする。

令和8年 / 月 / 日

三重県伊勢市神田久志本町1703-1

三重県立
伊勢高等学校
校長

森 典英

三重県伊勢市神田久志本町1704

学校法人皇學館
皇學館大学
学長

齋藤 平

